2020年度診療報酬改訂形成外科関連一覧（2020年4月16日 日形会社保委員会）

実際の診療報酬請求に際しては最新の通知、解釈などを確認するようお願いいたします

【新設】

自家脂肪注入→不採用だが今回は医療機器の薬事承認に問題があるとの指摘はない。

J001-10　静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの） 200点

注1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2　初回の処置を行った場合は、静脈圧迫処置初回加算として、初回に限り150点を所定点数に加算する。

J003　局所陰圧閉鎖処置（入院）（1日につき）持続洗浄加算 500点

注2　初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、500点を所定点数に加算する。

J003-3　局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）（1日につき）1,100点

J003-4　多血小板血漿処置（入院）（1日につき）　4,190点

(1)トラフェルミン（遺伝子組み換え）を用いた治療または局所陰圧閉鎖処置を28日以上行って効果が得られない難治性皮膚潰瘍に対して、多血小板血漿処置を行った場合に限り算定する。

(2)一連につき2クールを限度として行い、1クール（4週間に限る）につき1回を限度として算定する。

(3)部位数にかかわらず所定点数により算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 多血小板血漿に伴って行われた採血等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

K445-2　顎関節人工関節全置換術　59,260点

以下の施設基準が設けられる。①形成外科又は耳鼻咽喉科を標榜している病院であること、②関連学会から示された指針に基づいた所定の研修を終了し、形成外科又は耳鼻咽喉科について5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されていること。

K487　漏斗胸手術　4 胸骨挙上用固定具抜去術　5,680点

K939-8　超音波切削器加算　1,000点

注　K443 上顎骨形成術、K444 下顎骨形成術、K444-2 下顎骨延長術に掲げる手術にあたって超音波切削機器を使用した場合に算定する。

【改正】

NPWTの縫合創への適応拡大→今回の改訂では不採用。

通則14関連：

① K182-3神経再生誘導術→K040腱移行術、K017指移植術、K438下顎骨離断術、K610動脈形成術、吻合術などが追加。

②K022組織拡張器による再建手術、 K476-4ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術→K475乳房切除術（今回、遺伝性乳癌卵巣癌症候群に適応拡大）

③同一術野での2つ以上の組織移植→通則14の変更は行わなず、K017遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、K020遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）の２術式の増点で対応することとなった。

H007-4　リンパ浮腫複合的治療料　鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍または原発性リンパ浮腫に適応拡大

J003　局所陰圧閉鎖処置（入院）（1日につき）

(10) 陰圧維持管理装置として単回使用の機器を使用し、局所陰圧閉鎖処置（入院）を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて算定した日に週3回に限り算定できる。

J054-2　皮膚レーザー照射療法

(10) Qスイッチ付きヤグレーザー照射療法は、太田母斑、異所性蒙古斑又は外傷性色素沈着に対して行った場合に算定できる。

【改正つづき】

K001　皮膚切開術
1 長径10cm未満　470点→570点
2 長径10cm以上20cm未満　820点→990点
3 長径20cm以上　1,470点→1,770点

K002　デブリードマン
1 100cm^{2}未満　1,020点→1,260点
2 100cm^{2}以上3,000cm^{2}未満　3,580点→4,300点

K007　皮膚悪性腫瘍切除術
⑵ センチネルリンパ節加算　乳房外パジェット病適応追加

K009　皮膚剥削術
1 25cm^{2}未満　1,490点→1,810点

K017　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）
1 乳房再建術の場合　87,880点→89,880点
2 その他の場合　92,460点→94,460点

K020　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）
127,310点→131,310点

K022　組織拡張器による再建手術（一連につき）
1 乳房（再建手術）の場合：遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対して適応追加

K029　筋肉内異物摘出術　2,840点→3,440点

K045　骨折経皮的鋼線刺入固定術
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　1,660点→1,990点

K050　腐骨摘出術
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　3,420点→4,100点

K061　関節脱臼非観血的整復術
2 胸鎖、肘、手、足　1,300点→1,560点
3 肩鎖、指（手、足）、小児肘内障　800点→960点

K089　爪甲除去術　640点→770点

K090　ひょう疽手術
1 軟部組織のもの　990点→1,190点

K217　眼瞼内反症手術
1 縫合法　1,660点→1,990点
2 皮膚切開法　2,160点→2,590点

K333-3　鼻骨骨折徒手整復術 1640点→1970点

K396　気管切開孔閉鎖術　1,040点→1,250点

K476-4　ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建
⑴⑵ 遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対して適応追加

K931　超音波凝固切開装置等加算　適応拡大
K476-3動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）

K932　創外固定器加算　適応拡大　10,000点
K444 下顎骨形成術、K444-2 下顎骨延長術
先天性の第1第2鰓弓症候群、トリーチャーコリンズ症候群等にみられる小顎症の患者に対して骨形成術または骨延長術を行う際に創外固定器を用いた場合に算定する。

K939-2　術中血管等描出撮影加算　適応拡大　500点
K017 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）1 乳房再建術の場合
K476-3動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除術）